

真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託
指名型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託(以下、「本業務」という。)について、指名型プロポーザルにより受託者の選定を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1)業務名

真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託

(2)委託内容

別紙「真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託仕様書」のとおり。

(3)履行期間

契約締結の日から2025年3月21日まで

(4)委託料上限額

1,859,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5)担当部署及び問合せ先

〒321-4359 真岡市荒町5191番地

真岡市教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話:0285-82-7150

FAX:0285-83-4070

電子メール:gakusyuu@city.moka.lg.jp

3 参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2)真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3)当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4)指名通知日において、読書活動推進計画またはその他各種計画の策定支援に関する業務の実績を有していること。
- (5)真岡市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号又は第6条の規定に該当する者でないこと。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154条)の規定に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。

4 実施スケジュール

指名通知から受託候補者選定までのスケジュールは、下記のとおりとする。なお、下記の日程は変更される可能性があり、日程に変更があった場合は別途通知する。

- 令和6年4月10日(水) 指名通知兼提案依頼書送付
- 令和6年4月17日(水) 質問締切日 ※午後5時必着
- 令和6年4月22日(月) 質問回答期限
- 令和6年4月24日(水) 参加承諾・辞退届提出期限 ※午後5時必着
- 令和6年5月 7日(火) 企画提案書・提案価格書提出期限 ※午後5時必着
- 令和6年5月17日(金) プレゼンテーション審査
- 令和6年5月22日(水) 審査結果通知
- 令和6年5月下旬 契約予定

5 質問等

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式第6号)により、電子メールにて行うものとする。

(1) 受付期限

令和6年4月17日(水) 午後5時受信分まで(期間内必着)

(2) 提出先

提出先は「2(5)担当部署及び問合せ先」とする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、受付期限の翌日から起算して3日程度(休日を除く。)で、企画提案参加者全員に対して電子メールにより回答する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱う。

6 参加の意思表示

指名通知兼提案依頼書により指名された者は、次に定める書類を指定の様式に基づき作成するものとする。

(1) 提出書類

参加承諾・辞退届(様式第1号)

(2) 提出期限

令和6年4月24日(水) 午後5時必着

(3) 提出先

提出先は「2(5)担当部署及び問合せ先」とする。

(4) 提出方法

ア 提出書類は、提出先へ持参又は郵送とする。

イ 持参による場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出するものとする。

ウ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

エ 電話、ファックス又はインターネットによる提出は受付しない。

7 企画提案書等の提出

企画提案参加者は、企画提案書等の提出にあたって、本実施要領、仕様書等を熟読のうえ、次の各号に基づき企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1)提出書類

ア 企画提案書の提出について(様式第2号)

イ 企画提案書(任意様式)

- ・真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託仕様書の「第4 業務内容」の項目について、順序立てて整理するとともに、想定されるスケジュールを記載すること。

- ・様式は任意とするが、用紙は原則としてA4版サイズを使用することとし、A3版サイズを使用する場合には、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。

- ・枚数に制限はないが、ページ番号を付けカラー印刷をすること。

ウ 会社概要(様式第3号)

エ 業務実績調書(様式第4号)

オ 業務実施体制(様式第5号)

カ 見積書(任意様式)

- ・具体的な積算内訳を記載すること。

- ・見積金額には消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(2)提出期限

令和6年5月7日(火) 午後5時必着

(3)提出先

提出先は「2(5)担当部署及び問合せ先」とする。

(4)提出方法

提出方法は6(4)と同じとする。

(5)提出部数

8部(正本1部、副本7部) ※ただし、7(1)アのみ正本1部とする。

(6)提出書類の記入上の留意事項

企画提案参加者は、提出書類を作成する際には次の事項に留意するものとする。

ア 文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とする。

イ 表、スケッチ、略図をカラーで表現することは構わない。

ウ 審査の公平を期すため、各提出書類の副本には、参加者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記入しないこと。

エ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。

(7)企画提案書等提出書類の取り扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、真岡市情報公開条例(平成11年条例第1号)に基づく公文書開示請求

の対象となる。

エ 市は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

カ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

キ 選定された者の企画提案書等の著作権は、市に帰属する。

ク 選定されなかった者の企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 選定方法

本業務の受託者の選定にあたっては、次のとおりプレゼンテーション方式による審査を行い、最も適切な事業者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書を提出した事業所について、提案者によるプレゼンテーション方式により行うものとする。

プレゼンテーションは、提案者による企画提案書の説明等について、審査員および担当部署が質疑する形式で行い、1事業者につきプレゼンテーションの時間は20分以内とし、質疑応答は10分程度とする。

(2) プレゼンテーションにおける注意事項

ア プレゼンテーション時の説明に際しては、原則として提出した企画提案書のみ使用することとし、追加資料の配布や使用は認めない。

イ 参加者の判断でパソコン等を使用して説明することもできるが、パソコンは各社で用意すること。プロジェクター、スクリーンについては、市で用意する。

ウ プレゼンテーション審査に出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選定しないこととする。ただし、交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「2(5)担当部署及び問合せ先」へ連絡すること。

エ 出席者は3名以内とする。なお、共同企業体の場合は、すべての構成員から少なくとも1名以上出席すること。

(3) 審査基準及び選定方法

審査基準については、別表「真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託プロポーザル審査基準表」に定めるとおりとし、審査委員の評定の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ただし、上記に関わらず、審査委員の評定の合計点が305点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(4)その他

プレゼンテーション審査の順序は、企画提案書の提出順に従う。なお、審査の実施場所、日時等の詳細については、別途通知する。

9 選定結果の通知・公表

企画提案参加者全員に文書で通知する。また、下記項目について真岡市ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

なお、委員会は非公開とし、審査内容及び審査結果に係る質問や異議申し立ては一切受け付けない。

(1)契約候補者の名称及び総合点

(2)(1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※契約候補者以外の者については符号により表記し、参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 契約の締結

審査の結果、選定された事業者と業務委託契約の締結交渉を行う。当該交渉がやむを得ない事由により不調となったときは、審査により順位の付けられた上位の者から順に当該業務委託契約の締結交渉を行う。

また、参加申込者が1者であっても審査を実施し、委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められた場合は、その事業者と当該業務委託の締結交渉を行う。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1)見積金額が、2(4)の上限額を上回っている場合

(2)提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3)本プロポーザルの実施にあたり、不明若しくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った場合

(4)前各号に定めるもののほか、本実施要領に違反すると認められた場合

12 その他

(1)企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(2)市は企画提案参加者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に関する一切の対価を支払わないものとする。

(3)業務委託の内容については、審査の結果選定された事業者との協議により、若干変更する場合がある。

(別表)

真岡市読書活動推進計画策定支援調査及び策定業務委託プロポーザル審査基準表

本業務は、実施要領に記載のとおり、次の視点を特に重視しているため、下表の評価項目・評価内容により評価を行い、総合計得点で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	・読書活動推進計画策定に関する実績がある ・その他類似の計画策定に関する実績がある	10点
基本方針	・子どもの読書活動の推進に関する法律及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の現状等に関する理解がある	5点
運用支援体制	・支援全体の運用体制が整っている ・責任者を含め、実施体制が明らかになっている	5点
現状把握及び分析	・調査報告書に対する評価及び課題の分析の考え方が整理されている ・国、県、先進事例自治体の既存資料について、収集、整理及び具体的な分析がなされている	20点
計画策定における提案内容	・本市の特性、実情を把握した提案内容となっている ・提案内容に実現性がある ・図書館協議会やその他計画策定に必要な業務遂行にあたり、現地での支援が行われる提案内容となっている ・計画書作成までのスケジュールが適正である	40点
追加提案	・有益な追加提案である ・実現性が高く実施内容が優れている	10点
見積額	・見積額の根拠が明示されており、予算上限額内である	10点
合計		100点

※有効な提案書を提出した参加資格者であって、審査委員の評定の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
※ただし、上記に関わらず、審査委員の評定の合計点が305点未満の場合は、契約候補者として選定しない。